

丹羽広域事務組合指定給水装置工事事業者の申請について

【提出書類】

1 指定事項(住所・事業者名称・代表者)の変更

- ①指定給水装置事業者指定事項変更届出書　《様式第5号》
- ②誓約書　《様式第2号》
- ③法人　…登記簿謄本、定款(又は寄附行為)
- ④個人　…住民票の写し

“注意事項”

※丹羽広域事務組合水道事業指定給水装置工事事業者規程第7条第2項に基づき、変更があった日から30日以内に提出してください。

担 当:水道部管理課給水係

電 話:0587-95-3400 ガイダンス「2」

FAX :0587-95-4941